

# 漁 業 振 興 資 金

1 制度の趣旨

この事業は、経営基盤の脆弱な主として20トン未満の漁船を使用する沿岸漁業者に対し、低利な経営資金の融通を円滑にするため、北海道が融資機関（信漁連）に利子補給措置を講ずることにより、沿岸漁業者等の漁業経営の安定向上を図ることを目的としています。

2 借受資格者

漁業協同組合の組合員（准組合員を含む。）であって、主として総トン数20トン未満の漁船を使用する沿岸漁業者を対象としています。

3 融資機関

漁業協同組合、北海道信用漁業協同組合連合会

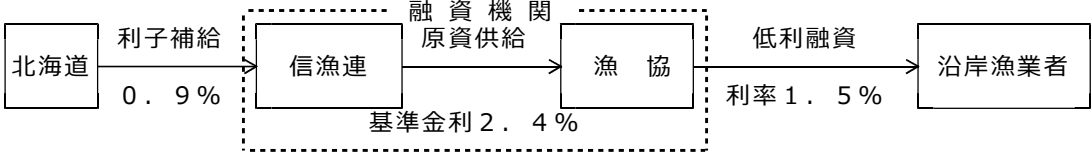
4 融資条件等

（令和6年4月1日現在）

資金種類	利率	償還期限	貸付限度額(万円以内)
<b>1 一般資金</b> (1) 着業に必要な経費 (2) 経営改善に必要な経費 ア 資源管理型漁業の促進に要するもの イ 省経費型漁業への移行に要するもの ウ 経営安定型漁業の確立に要するもの	%以内  1.5	以内  1年	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="margin-right: 10px;">一般</div> <div style="margin-right: 10px;">500</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="margin-right: 10px;">特認</div> <div style="margin-right: 10px;">800</div> </div> <div style="margin-top: 5px;">                     ただし、秋さけ定置網漁業を営む者は 2,000                 </div> <div style="margin-top: 5px;"> <b>特認の範囲</b>                      1 太平洋小型さけ・ます漁業を営む者                      2 日本海さけ・ます漁業を営む者                      3 日本海において、すけとうだら漁業を営む者                      4 秋さけ定置網漁業を営む者                      5 2隻以上の漁船をもって漁業を営む者                      6 海難事故等により一時的に資金不足を来した者                 </div>
<b>2 特別資金</b> (1) 災害対策に必要な経費 (2) クロマグロの資源管理に必要な経費	0.4		500

5 資金フロー図

(1) 一般資金の場合



(2) 特別資金の場合

